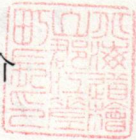


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 12 月 21 日

江差町長 照井 誉之介



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

江差町（全域）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 12 月 21 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

区域（地区名）	法人	個人
①水堀地区	1	11
②柳崎地区		3
③田沢地区		1
④越前地区	1	20
⑤鹹川地区		20
⑥小黒部地区		20
⑦中網地区		7
⑧朝日地区		7
⑨南浜・砂川・楸川地区		13

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 将来の農地利用のあり方

町の農業は 10 年後、農業者の高齢化と後継者不足により、耕作放棄地の増加が予想される。

今後は、農業委員会、農協、農家団体と連携し、高齢農業者や離農者等から担い手農家や新規参入者への農地の利用集積を図ることで農地の有効活用を進め、新たな耕作放棄地の発生を防ぐとともに耕作放棄地の再生を推進する。

6. 農地中間管理機構の活用方針

・農業委員会、農協等と連携し、農地中間管理事業のメリット等の周知を図り、農地中間管理機構の活用を推進する。

- ・農業をリタイア、経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 地域農業の将来のあり方

- ・えさし水土里の会の活動を通じ、地域農産物を利用した特産品の開発や、農産物のブランド化に取り組み、6次産業化・高付加価値化を進め、農業経営の安定化を図る。
- ・新規就農希望者に対し、就農指導や営農計画の指導を行い、将来江差町を担っていく若手農業者の拡充を図る。
- ・高齢化や後継者不足により、農地を維持するのが困難な場合、地域の中心となる経営体へ農地の集積を図り、作業の省力化やコストの削減を促進する。
- ・地域の中心となる経営体以外にも、新規就農を希望する者や今後地域の中心となりうる経営体へ農地を集積し、新たな耕作放棄地の発生を防ぐ。また、耕作放棄地防止のため、地域の話し合いのなかで農地の円滑な利用を図る。